

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近の地方議会議員共済会の年金財政の状況にかんがみ、地方議会議員の年金制度の長期的安定を図るため、共済給付金の給付の水準の適正化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方議会議員の退職年金の年額等の見直し
- 1 退職年金の年額の算定基礎となるべき標準報酬年額を算出するに当たり、対象となる期間を退職前の一年から十二年に延長する。
- 2 退職年金の年金算定基礎率をこれまでの八割に引き下げ、百五十分の五十から百五十分の四十にするとともに、加算率についても、百五十分の一から百五十分の八とする。
- 3 他の公的年金制度の適用を受ける期間を有する者に係る退職年金の年額の控除率を百分の二十五から百分の四十に引き上げる。
- 4 退職一時金の給付率をこれまでの八割に引き下げ、在職年数に応じて掛金総額の百分の五十六から百

分の七十二の範囲で定める。

5 高額所得者に係る退職年金の一部支給停止に関する規定を整備する。

二、施行期日等

1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の地方公務員等共済組合法等の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた退職年金及び退職一時金等について適用し、施行日前に給付事由が生じたもの等については、なお従前の例による。

3 施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に対する退職年金（既裁定年金を除く。）の年額の算定等に関する経過措置を定める。